

川崎市上下水道局規程第22号

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例

施行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する

条例施行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例

施行規程の一部を改正する規程（令和7年川崎市上下水道局規程第3号）の一

部を次のように改正する。

第2条第4号及び第3条第5号の改正規定中「第34条」を「第37条」に
改める。

附 則

この規程は、令和7年3月31日から施行する。